

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	明和産業株式会社			コード	8103
提出日	2025/6/27	異動（予定）日	2025/6/27		
独立役員届出書の提出理由	2025年5月27日に提出した届出書の記載に誤りがあったため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	三輪 慧	社外取締役	○													○		有
2	持田 洋介	社外取締役										○	○					
3	近藤 宏子	社外取締役	○													○	新任	有
4	岩村 和典	社外取締役	○										○					有
5	村本 伸一	社外取締役	○													○	新任	有
6	有竹 俊二	社外取締役										○	○				新任	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	—	三輪氏は、中国において弁護士として活躍された後、企業内弁護士として複数の企業において、法務、海外M&A、コーポレート・ガバナンス等の分野で豊富な経験を有しております。同氏には、豊富な経験と専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、事業活動におけるリスク管理強化等についての専門的な提言等により経営の監督を行うとともに、報酬諮問委員会の委員として、取締役の報酬制度及び個人別の報酬の決定に関し適正な提言をいただいており、引き続き当社の経営を監督していただくことが最適であると判断し、社外取締役（監査等委員であるものを除く）に選任しており、独立性基準にも抵触しないため独立役員として指定しております。
2	持田氏は、当社の主要株主である三菱商事株式会社の業務執行に携わっているため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定いたしません。但し、同社と当社との間には商品に関する取引がありますが、直近3事業年度における当社グループの売上高に対する割合は年平均で0.80%であり、特別の利害関係を生じさせる重要性は無く、一般株主と利益相反の生じるおそれは無いものと判断しております。	—
3	—	近藤氏は、東京高等裁判所判事等を歴任されており、同氏には法務分野における豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、コンプライアンス管理強化等についての専門的な提言等により経営の監督を行っていただくことを期待し、同氏を社外取締役（監査等委員であるものを除く）候補者とし、独立性基準にも抵触しないため独立役員として指定しております。
4	岩村氏は、三菱ケミカル株式会社において監査業務に携わっており、同社と当社との間には商品に関する取引がありますが、直近3事業年度における当社グループの売上高に対する割合は年平均で1.27%であり、特別の利害関係を生じさせる重要性は無く、一般株主と利益相反の生じるおそれは無いものと判断しております。	岩村氏は、長年にわたる三菱ケミカル株式会社における業務執行を通じて化学品関連業界に精通しており、現在は三菱ケミカル株式会社において監査に係る業務に就かれております。同氏は、豊富な経験と専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、事業におけるリスク管理強化等についての専門的な提言等により経営の監督を行っていただいており、引き続き会計監査人監査の検証やコーポレート・ガバナンス体制の強化を行っていただくことが最適であると判断し、監査等委員である社外取締役に選任しており、独立性基準にも抵触しないため独立役員として指定しております。
5	—	村本氏は、大手事業会社において、長年にわたりコーポレート部門における要職を歴任され、豊富な経験を有しております。それらの経験や専門性を活かし、経営の重要事項全般に対して積極的に意見・提言を行うことにより当社の経営を監督・監査していただくとともに、監査等委員としてコーポレート・ガバナンス体制の強化等を期待しており、監査等委員である取締役候補者とし、独立性基準にも抵触しないため独立役員として指定しております。
6	有竹氏は、当社の主要株主である三菱商事株式会社の業務執行に携わっているため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定いたしません。但し、同社と当社との間には商品に関する取引がありますが、直近3事業年度における当社グループの売上高に対する割合は年平均で0.80%であり、特別の利害関係を生じさせる重要性は無く、一般株主と利益相反の生じるおそれは無いものと判断しております。	—

4. 補足説明

社外役員の独立性基準につきましては、当社ウェブサイトをご参照下さい。 コーポレートガバナンス・ガイドライン 別紙1「社外取締役の独立性基準」 https://ssl4.eir-parts.net/doc/8103/ir_material10/193375/00.pdf
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。